

所得税の確定申告及び村県民税の申告について

令和7年分所得税の確定申告及び令和8年度住民税の申告期間は、2月16日(月)から3月16日(月)までです。あらかじめ地区ごと日程を決めてありますので、「申告会場および日程について」をご参照いただき、お越しください。

住民税は、所得税の確定申告・住民税申告・勤務先または年金保険者から筑北村に提出される支払報告書等に基づき、村で税額計算し、税額を通知して納税していただいております。税額計算の基になる情報がない場合は、適正な課税ができません。

また、国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の算定にも、収入（所得）等の情報が必要ですので、適正な金額計算のためにも申告は大切です。

**申告会場は混雑が予想されますので、感染リスク軽減のため、
手指消毒、マスクの着用をお願いいたします。**

「夜間受付について」

- ・夜間受付（午後からの受付となりますので、ご注意ください。）

3月11日(水)・3月12日(木) 午後1時～午後7時

◆申告が必要な方

- ・勤務先での年末調整内容、年金保険者への扶養親族申告書の提出内容で、申告漏れがあった方。（扶養控除、障害控除等の申告漏れなど）
- ・給与収入がある方（パート、アルバイトなどを含む）で、給与以外の収入がある方。
- ・2か所以上の事業所から給与等の収入がある方。
- ・年の途中で就職、退職した方で年末調整をしていない方。
- ・営業収入、農業収入、不動産収入、一時収入等がある方。
- ・収入がなく、誰の扶養にもなっていない方。（※住民税の申告をする必要があります。）

※申告が必要な方が申告されないと、児童扶養手当、健康保険組合、金融機関などへの各種届出・申請に添付する所得証明書の交付ができません。

■申告に必要なもの■

- ・給与・年金等の源泉徴収票、報酬等の支払調書など
- ・マイナンバーカードもしくは通知カードと本人確認書類（運転免許証、資格確認書など）
※扶養控除を受ける時は、被扶養者のマイナンバーも必要です。
- ・営業所得、農業所得、不動産所得等の収支内訳書（左記に該当する所得がある方）
（注：必ず作成してお持ちください）
- ・各種控除を受けるのに必要な書類（生命保険料等、寄附金控除の証明書等）
- ・医療費控除の明細書又はセルフメディケーション税制の明細書（医療費控除等を受ける場合）
（注：必ず作成してお持ちください。）
- ・申告者本人名義の金融機関の通帳
- ・税務署から所得税確定申告書等の書類が送付されている場合はその書類（「確定申告のお知らせ」はがき等）
- ・その他申告に必要な書類

※用紙等は役場、税務署にあります。また国税庁のホームページよりダウンロードできます。

次の申告をされる方は、村の申告会場では受付出来ません。

お早めに松本税務署（TEL32-2790）へご相談ください。

- ・土地・建物の売買の申告
- ・株式等の売買の申告
- ・損失・繰越損失
- ・過年度の申告（令和6年分以前）
- ・給与所得者の特定支出控除を受ける申告
- ・住宅借入金等特別控除等に関する申告（初年度）
- ・準確定申告（令和7年・令和8年中に亡くなった方の申告）

申告会場および日程について

受付時間 「午前」 9時～11時 「午後」 1時～3時

月 日	対 象 地 区	会 場
2月16日(月)	上安坂	筑北村公民館 第二会議室
2月17日(火)	中安坂	
2月18日(水)	下安坂	
2月19日(木)	下永井	
2月20日(金)	上永井	
2月24日(火)	青柳・昭和町	坂北総合福祉センター 第一会議室
2月25日(水)	刈谷沢・別所	
2月26日(木)	竹場・仁熊	
2月27日(金)	中村	
3月 2日(月)	東山・向原	
3月 3日(火)	河鹿沢・大沢・立川・乱橋	筑北村役場 206会議室
3月 4日(水)	岩戸・竹之下・上手山	
3月 5日(木)	田屋	
3月 6日(金)	八木・小仁熊	
3月 9日(月)	丸山町・西条・聖南町	
3月10日(火)	村内全地区	<p>※11日と12日は午前の受付はありません。午後ののみの受付です ので、ご注意ください。 受付時間 午後1時～午後7時</p>
3月11日(水) ※		
3月12日(木) ※		
3月13日(金)		
3月16日(月)		